

愛知県新型コロナウイルス感染症

第6波の終息に向け

厳重警戒

愛知県全域 3月22日～

「厳重警戒」での感染防止対策 ①

県民

①外出の注意点

混雑した場所や感染リスクが高い場所を
避けて

②県をまたぐ移動の注意点

基本的な感染防止対策を徹底

③高齢者等への感染拡大の防止

高齢者・基礎疾患のある方に配慮

④基本的な感染防止対策の徹底

感染しない、感染させない

⑤飲食店等に対する協力要請

入場者の感染防止のための整理・誘導
手指の消毒設備の設置
入場者に対するマスク着用等の周知 等

事業者

⑥業種別ガイドラインの遵守等

全ての施設で感染防止対策を自己点検

⑦生活・経済の安定確保に不可欠
な業務の継続

十分な感染防止対策を講じつつ、業務を
継続

⑧テレワークの推進等

テレワークやローテーション勤務の推進

「厳重警戒」での感染防止対策 ②

事業者

⑨職場クラスターを防ぐ感染防止対策

休憩室等での注意周知

⑩事業継続計画(BCP)の点検・策定

事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定

⑪イベントの開催制限等

感染防止安全計画
策定イベント

収容定員まで

その他のイベント

5,000人又は収容定員50%
のいずれか大きい方

⑫3月・4月に行われる行事等での対策

人と人との距離の確保、大声での会話自粛

⑬学校等での対応

感染リスクが高い学習活動の実施は慎重に再開を検討、部活動は感染防止対策を徹底

⑭保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

感染リスクが高い活動の回避、可能な範囲で一時的にマスク着用を奨める

⑮高齢者施設等での対応

「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底

その他

○ワクチンの3回目接種の加速化

○あいスタ認証店の普及

県

I. 県民の皆様へのお願い

① 外出の注意点

○外出する場合は、混雑した場所や
感染リスクが高い場所を避けて

② 県をまたぐ移動の注意点

○基本的な感染防止対策を徹底
○移動先での感染リスクの高い行動は控えて

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 高齢者・基礎疾患のある方に配慮
- 感染リスクの高い施設を利用しない

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 感染しない・させない
- 4人までを目安に黙食を基本とし、マスク会食
- あいスタ認証店や安全・安心宣言施設を利用する
- 「三つの密」は避けて



内閣官房HP掲載イラストを加工

II. 事業者の皆様へのお願い

⑤ 飲食店等に対する協力要請

- **入場者の感染防止のための整理・誘導**
- **手指の消毒設備の設置**
- **入場者に対するマスク着用等の周知**
- **施設の換気 等**

⑥ 業種別ガイドラインの遵守等

- **業種別ガイドラインの遵守、徹底**
- 全ての施設で、感染防止対策の自己点検

⑦

生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

○ 生活・経済の安定確保に不可欠な事業者

- ① 医療体制の維持 (病院・薬局等)
- ② 支援が必要な方々の保護の継続 (介護老人福祉施設等)
- ③ 国民の安定的な生活の確保 (インフラ・食料品供給関係等)
- ④ 社会の安定の維持 (金融・物流・警察・消防・託児所等)
- ⑤ その他 (学校等)

○ 欠勤者が多く発生する場合でも事業を継続

⑧ テレワークの推進等

- 接触機会の低減に向け、**休暇取得の促進、テレワークの推進等**

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 休憩室等の居場所の切替わりに注意**

⑩ 事業継続計画(BCP)の点検・策定

- 事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定**

III. その他のお願い

⑪ イベントの開催制限等

内容	感染防止安全計画 策定イベント その他のイベント	収容率 100%かつ 人数上限 収容定員まで 収容率50%(大声あり)・100%(大声なし) かつ人数上限5,000人又は 収容定員50%のいずれか大きい方
その他	○事業者は 適切な感染防止対策 、イベント前後の「 三つの密 」回避の方策を 徹底 ○イベント会場には 直行・直帰 ○参加者は 人との距離確保等自覚 を持って 感染防止対策を徹底	

⑫ 3月・4月に行われる行事等での対策

- 卒業式、入学式等は適切な開催方法を検討
- 歓送迎会、新歓コンパ、謝恩会、花見等による大人数・長時間の飲食は回避
- 卒業旅行、友人との旅行等は、感染防止対策を徹底
- 花見、春祭りなど、多人数が集まる「季節の行事」は感染防止対策を徹底

⑬ 学校等での対応

- 健康観察・感染防止を徹底し教育活動継続
- 感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動は、地域の感染状況に応じて、慎重に再開を検討
- 臨時休業等で登校できない場合は、可能な限りオンラインによる学習支援
- 部活動など集団行動における感染防止対策の徹底

⑯ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

- 社会的機能を維持するため原則開所、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保
- 感染リスクが高い活動を避け、できるだけ少人数に分割するなど、感染を広げない形での保育
- 発熱等の症状がある児童の登園自粛の徹底
- 大人数での行事の自粛
- マスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスクの着用を奨めます
- ただし、2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児については特に慎重に対応
- 発熱等の症状がある職員の休暇取得の徹底、職員に対する早期のワクチン3回目接種の実施

15

高齢者施設等での対応

- レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開けや、発熱した従業者の休暇等、「**介護現場における感染対策の手引き**」に基づく**対応を徹底**
- 面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大している地域では、**オンラインによる面会の実施**も含めて**対応を検討**。
通所施設において、**導線の分離**など、**感染対策**をさらに**徹底**

IV. 県の取組

- 感染不安を感じる無症状者等を対象に無料でPCR等検査を実施
- ワクチンの3回目接種を国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望者全てに円滑に推進
- 3回目接種の接種間隔を6か月に前倒すとともに、医療従事者等に対する接種券なしの接種を積極的に推進
- 小児接種の実施、副反応に関する相談体制の確保
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及

